漢字の字體について

一、謝辭

本稿は、今昔文字鏡フォントを導入してやうやく記すことを得るに到つたものである。現代表記に用ゐる略字と正字との對比を行ふに當り、正字と略字（當用漢字體）とを正しく表記し、畫面に適切に表示できないのでは、表現のしやうがない。また、正字の正統性について論じるに當り、略字を用ゐるといふことでは、論旨と用字法とが矛盾する。なかなか筆が進まなかつた所以である。

今昔文字鏡を世に送り出した方々に敬意を表するとともに、このフォントが無償配布されてゐることに感謝の意を表すものである。また、一部、國語問題協議會のサイトから引用させてもらつた部分がある。併せて謝意を表する。

二、當用漢字字體について

現在廣く行はれてゐる當用漢字（常用漢字）の字體だが、これが完璧であつて如何なる場面でも規範とすべきであるといふ意見は寡聞にして聞かない。誰もが、そこで採用された字體については多かれ少なかれ、苦言を呈したり、疑念を表明したり、修正すべきだと書いたりしてゐる。

既に言ひ古されたことで、今更私が云々すべきでもないことだが、當用漢字字體表の略字は支離滅裂の一言に盡きる。それは、日本語及び漢字の體系を破壞する以外、何らの效果も齎さなかつた。正字を略すに當つて、漢字の體系を破壞し、その一点一劃まで、徒に劃數を減らすことにのみ執著し、また俗に使はれてゐた略字がそのまま採用されて活字となつたものが少なくない。

「者（者）」「德（德）」「突（突）」「漢（漢）」等の一点一劃を省くことに一體何の意味があつたといふのか。「羽（羽）」「半（半）」「術（術）」「的（的）」「化（化）」「朝（朝）」「藤（藤）」の字體の微細な變更は、何故必要であつたのか。「默（黙）」「勳（勲）」等の漢字の構造の改變により、どのやうに漢字學習の負擔が輕減され、社會活動が效率化されたといふのか。

「祕」の字は本來「シメスヘン」の文字であつたが、理由も無く「秘」（ノギヘン）に變更された。「轉」「傳」はそれぞれ「転」

「伝」と略されたが、「團」は「団」と略された。一方鳥が囀ると書く場合には、現在でも正字體を用ゐるのが正しく、專の字體は今でもやはり覺えなければならない。「佛」を「仏」と略し、「拂」を「払」に改めたにもかかはらず、「沸」の字は「沸」のままにされてゐる。「獨（独）」、「觸（触）」「濁（濁）」の字體の不統一も同樣である。

かかる狀態を指して、私は支離滅裂と言ふのである。

そもそも、略字體は記憶の働きを阻害する。

先に挙げた例でいふと「突」の字の略字體は「突」であるが、穴と大とを合せたとて、本來の意味にはならない。穴が大きいことから想像できるのは「あやふい」といふやうな意味しか考へられない。突の字は、穴と犬との概念を併せるから、突の字義となるのである。この字を教へるに「穴から犬の飛出す樣が突の字義である」とするのに如くはない。「戻」の字は戸の下を犬が潜り抜けるさまを示してゐるのであるから、やはり戸と犬との組合せと考へたはうが、記憶の助けになると思ふ。因みにいふと、抜の字のつくりは略字では友となつてゐるが、本來は犮で友とは全く別の字である。犮はハツと讀み、「犬があと足をはねあげたさまにより、犬がはねる意を表はす（角川新字源）」字形で、「祓、髮、抜」などの字において音符となり、ハラフ、イヅル等の意を表す。抜の字においては、新字源に「犮（ハツ）（そとに引き出す意→發（ハツ）」とあるから、イヅルの意に用ゐられてゐる。つまり、抜は「手で引出す」の意から抜の字義となつてゐるのである（解字は全て「角川新字源」による）。字源の解釋は正字體までは、きちんと說明できても、略字體となると、その字形は俗字によるとか、省略形によるとか、全て說明が抛棄されてゐる。悲しいことである。

子供の頃、凡庸な私は「專」と「博」との一点の有無を暗記することがなかなか出來なかつた。しかし、專の字は「惠、穗」等と共通の部分を持つ文字であり、「轉、傳、團」等の漢字を作る材料となるものと正しく認識し、博の字は何のことはない、十と甫と寸とからなるものと覺えれば、苦労もない。甫だから点を打つのである。「補、圃、補、葡」と同じで、甫を部分に持つ漢字の仲間である。私はさういふふうに教育してもらひたかつた。さういふ文化の中で育ちたかつた。

傳統的な字體にはすべて由來があり、理窟がある。それを斷切つてしまつて、ただ覺えよといふことでは、それこそ教育上の負擔であら

う。そこに殘されるのは、ただひたすら暗記するといふ、非生産的な行爲のみである。

略漢字はその記憶の足がかりとなるべき文字の成立ちや、漢字の構成といふものを無視した、不合理極りないものなのである。

三、漢字制限の眞の目的

この混亂は何故かと言ふに、「當用」の言葉が意味してゐるとほり、漢字の簡略化を目指した人達にとつて、漢字といふものは當面用ゐるだけのもので、いづれ廢するものでしかつたからなのだ。戰後の漢字制限は、漢字全廢に向けての一里塚でしかなかつたのである。かういふことを言ふと、私が徒に被害妄想的な考へを抱いてゐるやうに思はれるかもしれない。現代日本に生きる我々には、日本語表記は漢字假名混りが當然で、それ以外の日本語と言ふものを想像できないからだ。

漢字表自體が當用のものなのであつて、時機を見て再考すべきと考へてゐただけなのだといふ意見あるやうだが、そんなものは詭辯でしかないと私は思ふ。當用であつたとすれば、將來更に漢字制限を進めるといふ意味において當用であつたのに違ひない。過去の或る時期において、文部省の方針として、日本語の表音文字化が既定事實であつたことは、否定し得ない事實である。その根據をニ三示しておかう。

（その一）

明治三十五年文部省が設置した國語調査委員會は調査方針を決定したが、その第一に

文字ハ音韻文字（フォノグラム）ヲ採用スルコト、シ、假名羅馬字の得失ヲ調査スルコト

とあり、同委員會において、既に漢字を廢して國語の表音文字化を進めることを基本方針として、いきなり決定してしまつてゐる。

（そのニ）

昭和二十四年國語審議會令において、國語審議會が審議し文部大臣に建議すべき事項として、

國語の改善に関する事項
國語の教育の進行に関する事項
ローマ字に關する事項（昭和二十五年追加）

があるが、先に擧げた「音韻文字（フォノグラム）ヲ採用スルコトヽシ、假名羅馬字の得失ヲ調査スルコト」といふ既定方針を知る者には、この第三項の意味するところは明白であらう。そして、第一項の「改善」とは國語の表音文字化を志向してゐたと考へるのが自然であるやうに、私には思はれる。

以下、福田恆存「國語問題論爭史」より引用する（入手できなかつたので、國語問題協議會のサイトより引用した）。國語審議會は當用漢字審議の過程で、常用漢字千二百九十五字を決定發表したが、

（その常用漢字表と）同時に發表された、教科書局長有光次郎の談話は「頻度數を標準にして選定したもので字劃の難易には關係なく、その意味で完璧なものではない、國語の假名書化ローマ字化なども前提として美しい簡素な耳だけでわかる日本語を完成せねばなるまい、いづれにせよ國語のゆくべき方向へこの千二百九十五字はまづ數の第一次制限を果した點では大きく一歩前進したのである」といふ、國字の假名・ローマ字化を明らかに示すものであつた（傍線筆者）。

これを讀んで判るとほり、當用漢字表は、國語の音韻文字化を明確に目標としたものであつた。

（その三）

吉田富三は昭和三十六年國語審議會員に選ばれ、前述の「文字ハ音韻文字（フォノグラム）ヲ採用スルコトヽシ、假名羅馬字の得失ヲ調査スルコト」といふ規定方針を破毀し、「國語は、漢字假名交りを以て、その表記の正則とする。國語審議會は、この前提の下に、國語の改善を審議するものである。」ことを採決し、公表すべきことを昭和四十年まで、再三に亙り、國語審議會において提案し、その　都度默殺の憂目にあふといふ事件があつた。この提案は、つひに國語審議會では、十分に審議さへされず、是も非も採擇されなかつた。文藝家協

會より吉田提案の否決に對する質問書が出され、福田恆存が「國語審議會に關し文相に訴ふ（建白書所收）」において、公開質問狀の形で文部大臣に訴へ、問題が大きくなるに及んで、森戸國語審議會會長が、記者會見で「漢字かなまじり文が審議の前提。漢字全廢は考へられない」と述べ、事態の收拾を圖つたのである。

四、漢字の字體に關する私の考へ

漢字の字體について私が、舊に復すべきだと主張すると、必ず戻つて來る主張がある。それは「もう皆が新しい字體を使つてゐるのだから、皆が慣れてゐるのだから、さういふことをすれば、徒に社會を混亂させるばかりだ」といふ、現狀肯定論である。實は自分が正漢字の勉強をしなほすことが嫌なだけに違ひないと思ふのだが、ともかく、彼らは現代の日本しか見てゐない。言葉といふものは、長い歷史の中で、先達の苦心の結果、規範としての正書法が定められて來たものだといふことを忘れてはならない。そして、我々は文字と言葉とを現代に生きる自分達だけのものだと考へるのは誤である。文字も言葉も過去に生きた人々の創意の結果であつて、自ら作り上げたものでは無い。また、それは次代に引繼ぐべき文化的財產であつて、安易にいぢるべきものではない。我々は引繼いだ財產に更なる附加價値をつけて次代に引渡すべき責任を負つてゐるのである。

漢字の系統は大雜把に言ふと、篆書、隸書、草書、行書、楷書、正字（いはゆる康熙字典體）の順で登場したのであるが、それは篆書から隸書が、隸書から草書、行書、楷書が、楷書から正字がそれぞれ生じたといふことを意味しない。また、隸書は篆書を、楷書は隸書を、正字はそれ以前の各字體を否定するものでは無い。

現在の日本の社會でも、實印などの「特別なもの」には篆書で刻印する場合が多い。認印には隸書で刻印することも多いだらう。名刺や表札には、正しい名前を正字で印字、刻印しないだらうか。つまり、篆書、隸書、楷書、正字のそれぞれを、現代でも必要な場面では適宜用ゐてゐるのであつて、それらは廢字になつたのでもなんでもないのである。

「當時通用の楷書の書體と異なる創られた康熙字典の字體は正統性を缺く」といふ主張を、私は否定する。康熙字典を編纂した支那の碩

學達は、遠く篆書や隷書まで遡り、規範となるべき字體を定めたのである。

漢字制限と略字體の採用とは傳統を捨て效率のみを追ひ求めたにもかかはらず、實は效率的でもなんでもない。傳統に叛くのみならず、效率性に缺ける代物なのである。

五、結び

結論を言はう。當用漢字の略字は破毀すべきだ。正字に還ることが何より健全である。一朝一夕には實現できないだらうが、正しいものを正しいと言ふ人間が一人でも增えるやう、一人一人が努力を續けていかなくてはならない。

日本工業規格において採用された字體に代表されるやうな、更なる漢字破壞を許してはならない。「涜」、「鴎」、「桧」など、從來誤字俗字とされてきた字、または辭書に掲載さへされて來なかつたやうな字體を、これ以上氾濫させてはならないのである。